

令和2年（2020年）11月27日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市要保護児童対策地域協議会
「こうのとりのゆりかご」専門部会

| | | |
|-----|----|----|
| 部会長 | 山縣 | 文治 |
| 委員 | 安部 | 計彦 |
| 〃 | 岩井 | 正憲 |
| 〃 | 上村 | 宏淵 |
| 〃 | 国宗 | 直子 |
| 〃 | 城野 | 匡 |

令和元年度「こうのとりのゆりかご」の運用状況に関する短期的検証について

熊本市慈恵病院に設置された「こうのとりのゆりかご（以下「ゆりかご」という。）」の運用状況について、当専門部会で検証を行った。平成31年（2019年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日までの検証結果を次のとおり総括する。

1 「ゆりかご」の運用状況について

平成31年（2019年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日までに「ゆりかご」には11件の預け入れがあり、預け入れにあたっての違法性の検討や、許可時の留意事項の遵守状況について次のとおり検証を行った。

（1） 違法性の検討について

平成31年（2019年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日までの「ゆりかご」の運用状況に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

一方で、保護者の預け入れ行為については、保護責任者遺棄とも評価されうる危険な状態で置かれた事例があった。

子どもの権利の侵害や預け入れまでの安全性を含め、今後も個別の運用状況を総合的に検討する必要がある。

（2） 許可時の留意事項の遵守状況について

（ア）子どもの安全の確保

預け入れられた後の子どもの安全確保については、特に問題の発生は確認されていない。

（イ）相談機能の強化

「ゆりかご」を使うことなく事前の相談で支援につなげることができるよう、病院としての相談業務に取り組まれている。

（ウ）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

2 専門部会で述べられた主な意見

- ・通常、生まれた子どもが早産や胎児発育不全等の時には、保育器管理または新生児集中治療室等で経過をみるのが一般的とされる状態であり、出生時の母児のリスクや、今後の子どもの育ちへの影響が心配される。

- ・出生後の手続きについて、預け入れ者の希望は理解するが、子どもの出自を知る権利等については出来るだけ保全しておくことが必要であるため、実親子関係を大事にしなが、子どもにとって何が大きかを考えて対応を行うべき。

- ・預け入れ時に得た情報については、子どもとその保護者をつなぐ貴重な情報である。子どもの命及び子どもの権利を守るうえで、慈恵病院は情報を提供し、その情報は保全される必要がある。

- ・ゆりかごの扉の中に入れなくても良いという使われ方が広がってしまうことを懸念している。遺棄と思われるような危険な預け入れは、子どもの権利や福祉について問題がある。

- ・ゆりかごは、適切に扉の中に預け入れられるため安全であると認識されてきた。しかし、ゆりかごの扉の中に入れたい預け入れは、保護責任者遺棄とも評価される危険な状態であり、そのことを社会全体が認識することが重要であるため、しっかり社会に伝えていく必要がある。

- ・慈恵病院の「こうのとりのゆりかご運用マニュアル」は、ゆりかごの扉の中に入れたい預け入れを想定していない。今回の事例を踏まえ、万が一、ゆりかごの扉の中に入れたい預け入れがあった場合の子どもの捜索方法、院内の連絡体制等についてマニュアルに明記いただきたい。

- ・預け入れ者に接触しないということは、親への必要なケアの機会をなくすことにもつながる。慈恵病院は、預け入れ者に積極的に接触することが大事である。

- ・ゆりかごを利用する方に複雑な事情があることは、これまでの検証からも認識している。そのことは、ゆりかごを利用する親へのケアが必要であることも意味している。

3 預け入れ状況の公表

ゆりかごの預け入れ状況については、子どもの人権とプライバシーを守るため個人の識別につながる恐れがないことを基本として、社会的検証につなげていく観点から、公表項目について検討を行い、別紙のとおり当部会としての結論を得た。

4 特異な預け入れ事例

子どもを、ゆりかごの扉の中に入れなかったため、職員が気づきにくく、当時の環境下において、低体温となる危険な状態での預け入れ事例があった。